

公立福生病院LED照明器具賃貸借 特記仕様書

本仕様書は、福生病院企業団（以下「当院」という。）が実施する「公立福生病院LED照明器具賃貸借」において、使用する灯具及び設置作業仕様等受託者が守るべき必要な事項について適用する。

1 事業名称

公立福生病院

2 設置場所

〒197-8511 東京都福生市加美平一丁目6番地1

3 灯具仕様

(1) 構造

- ① 直管蛍光灯型LED照明は口金がG13とし、バイパス工事を行い管球のみの交換方とすること。また、給電方式は片側給電とすること。
- ② G13口金の直管型LEDランプの光源は、一般社団法人日本照明工業会が制定する「AC直結G13口金直管LED光源-安全規格JLMA301:2021」に準拠していること。
- ③ 既設の蛍光灯用照明器具に取付けが可能であること。
- ④ 各検査室、診察室、病室等で使用する40W型直管LEDランプ、ダウンライトは、EMC国際規CISPR15に適合する製品を必須とし、可能な限りCISPR11,32にも適合したものを選定すること。設置場所の用途や周辺の医療機器の種類に応じて、最適な規格に適合した製品を選定すること。
- ⑤ LEDの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであることとし、病室、各検査室で使用する直管蛍光灯型LEDランプは、フリッカー率3.33%以下(周波数100Hzの場合)、または3000Hz以上の製品とすること。
- ⑥ 電源内蔵型であること。

(2) 性能

- ① LEDランプの性能は、以下の通りとする。

既存ランプ	色温度	消費電力	全光束	重量
直管蛍光灯 FHF32EX 高出力形	5000K	19W 以下	3300lm 以上	250g 以下
直管蛍光灯 FHF32EX	5000K	14W 以下	2500lm 以上	250g 以下
直管蛍光灯 FL20	5000K	7W 以下	1000lm 以上	140g 以下
直管蛍光灯 FL10	5000K	3.5W 以下	500lm 以上	75g 以下
コンパクト型蛍光灯 FPL36EX	5,000K	11W 以下	1,500lm 以上	250g 以下

- ② 上記、直管型LEDランプの本体の直径はφ28.0以下であり、かつソケット部は本体直径以下の構造を有するものとする。
- ③ 光源の定格寿命は40,000時間以上の製品とする。
- ④ LEDランプの作動保証温度範囲は-20~+40℃を満たすこと。

⑤ 演色性は Ra80 以上とすること。

(3) その他

- ① 設置する製品は全て新品であり、製造年 2024 年以降であること。
- ② LED 製品は、別紙「照明器具設置リスト」に記載の照明と同等以上の交換種別(管球交換・器具交換)、仕様(照度・色温度等)とし、意匠等が著しく変わらないものであること。また、検査の結果、照度不足と判断される場合は、受託者の責において対応すること。
- ③ 設置する前に明るさを現場に確認し、確認が終了後設置すること。
- ④ 一般社団法人日本照明工業会の会員となっているメーカーの製品であること。
- ⑤ 導入する LED 製品の製造者が確認できる出荷証明書の写しを提出すること。また、設置する製品のメーカー及び販売元は、国内において 5 年以上の当該メーカーの販売実績があること。
- ⑥ 使用する機器・製品は、規格・品質が信用に足るメーカーのものであり、環境負荷軽減に十分配慮した提案とすること。
- ⑦ 企画提案書類提出時に、設置製品の仕様書一覧を提出すること。

4 設置作業仕様

- (1) 契約後速やかに施工計画書(工程表、作業体制、安全管理計画等)を作成し、当院と協議すること。
- (2) 設置前には、現地調査及び回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には、速やかに当院へ報告し、協議すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材についても全て新品とする。
- (4) 設置作業にあたっての安全管理については、当院と打合せを行い、受託者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備又は電気機器等への不具合や事故については、受託者の負担により速やかに対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事及び補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (6) 蛍光灯器具内の電気部品(ソケット、端子台、配線等)は、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換すること。なお、本交換に係る費用は受託者の負担とする。
- (7) 蛍光灯器具内の安定器は、残置を可とするが、将来的な保守作業時において他の蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、LED化設置作業を実施した旨が分かるよう各器具に表示すること。表示する内容の例は、以下のとおりとする。
 - ア 適合する LED 光源の形式及び蛍光灯の取付けが不可である旨
 - イ LED 光源の定格電圧、定格消費電力、工事業者名、工事年月等
 - ウ 蛍光灯器具の銘板に記載の情報は無効である旨
- (8) 停電時、運用上必要な機能を停止する場合は、事前に当院と日程等を調整し、事故、紛争等を防止するよう努めること。
- (9) 搬入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し、当院の承諾を得ること。
- (10) 作業車や運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場及び搬出物の仮置場等の当院の敷地内における必要な場所の確保については、事前に当院の承諾を得ること。

- (11) 作業時間帯の決定に当たっては、当院の指示に従うこと。
- (12) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (13) 作業終了後に床の清掃等を行い、環境美化に努めること。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業に絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (15) 設置前、設置後の照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (16) 撤去した既存照明器具については、受託者の責務において関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (17) 設置作業完了後は、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を当院が指定する日までに提出すること。
- (18) 施工時間は、病棟エリアに関しては平日日中、外来エリアについては夕方以降から夜間又は休日を基本とするが、病院業務の特殊性を加味し当院と協議の上、柔軟な対応をすること。
- (19) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（（電気設備工事編）最新版/国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）に準拠する。
- (20) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、当院と協議の上決定する。

5 設置作業計画

設置作業計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な設置作業計画については設置作業着手前に当院と協議すること。

- (1) 設置作業の優先順位
 - ① 既設照明器具で故障が発生した（している）箇所
 - ② その他当院が優先と判断した箇所

(2) 設置作業方法

設置する設備については、当院の指定する方法、仕様及び設置計画を遵守すること。

6 物品の保守等

- (1) 賃貸借期間終了時まで物品が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、消灯等の原因が落雷等機器の直接的な不具合によらない場合は、別途当院と協議すること。
- (3) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生した場合には、その都度文書による報告書を提出すること。

7 物品の移動等

- (1) 当院が照明器具の設置箇所を変更するときは、委託者の承諾を得た上で当院負担により物品の取外し、設置及び調整等を行うものとする。
- (2) 受託者は、前号(1)項の実施にあたり、機器の取外し、設置及び調整等に必要な情報を当院

に提供するものとする。

8 医療機関への導入実績

- (1) 2020年4月以降に、病床数200床以上の病院での全館LED化工事実績が2施設以上あること。※一部のみ導入などは含まないものとする。
- (2) 導入実績証明として、契約書の提出を必須とする。また、設置製品点数の提示も必須とする。